

主 文

原判決を取消す。
控訴人が被控訴人に対し労働契約上の権利を有することを確認する。
訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

第一、 控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

第二、 控訴人の主張

一、 請求の原因

(一) 控訴人は、昭和二〇年一月一〇日被控訴人の従業員に採用され、以後その職員として勤務し、同三九年四月当時は青函連絡船甲1丸機関掛の職に従事していたものであるが、被控訴人総裁は同年六月一七日控訴人に対し同人を免職する旨の意思表示をなした。右免職の理由は、「控訴人は、昭和三九年四月一日甲1丸に乗務中、国鉄労働組合が実施した新造船要員等の問題をめぐり、いわゆる全船二時間の時限ストに際し、同組合員多数を指揮し、同船機関室において保安要員として当直中の職員三名に職場を離れるよう強要し、機関長の制止にもかかわらず、自ら当直者らの腕をとり、他の組合員をしてこれを取り囲ましめる等実力をもつて連行し、欠務せしめたことは甚だ不都合であるから、日本国有鉄道法三一条により免職する」というものである。

(二) しかし右免職処分（以下本件免職あるいは本件免職処分ともいう）は次の理由により無効である。

1. 控訴人に対する免職の処分事由とされた事実は存しない。したがって右事実の存在を前提とする本件免職は、日本国有鉄道法（以下国鉄法という）三一条一項、日本国有鉄道船舶就業規則（以下国鉄船舶就業規則という）四二条一七号の適用を誤り、無効である。

(1) 被控訴人は、控訴人に前記免職理由として挙示する所為が存するものとして、これが懲戒事由を定める前記就業規則四二条中の一七号に規定された「著しく不都合な行為のあつた場合」に該当するとして本件免職をなしたが、控訴人は被控訴人指摘の前記所為をしていない。

(2) また船員法六七条、国鉄船舶就業規則二一条にいう時間外労働を命ずる必要性とは、船舶の安全に対する危険の差迫つたやむをえない事情の現存する場合のみを指し、これを拡張して解釈適用することは許されるところである。しかるに甲1丸船長甲2は乙1、乙2、乙3の三名（以下右三名を総称するときには乙1ら三名ともいう）に対し、当時全く右のように必要性が認められないにもかかわらず昭和三九年四月一日午前八時より午前一〇時四五分まで（以下当日というものは昭和三九年四月一日を指す、また時間のみを表示するのはすべて同日内のことである）機関部において停泊当直をするよう命じたものであるから、右業務命令は、乙1ら三名の通常勤務時限である当日午前九時一五分以降においては無効といわざるを得ない。してみると、控訴人が乙1ら三名を当日午前九時一五分以降に実力をもつて機関部停泊当直部署外へ連行したとしても、いわゆる保安要員として当直中の職員に対しその職場離脱を図り同人らを欠務させたことにはならない。

2 1の主張が認められないとしても、本件免職は左の各事情を総合すると懲戒権を濫用したものであり無効である。

(イ) 前記業務命令が有効であるとしても、船舶の保安責任は第一次的に被控訴人が負うところであり、当時被控訴人において国鉄労働組合（以下組合という）によつて実施された全船二時間の時限ストライキ（以下本件時限ストともいう、またストライキをストとも略す）に参加しようとする乙1ら三名以外の者に機関部停泊当直を代替させ得ない特段の事情はなく、現に被控訴人は非組合員、組合員中のスト不参加者等相当数の停泊当直可能者を確保していたのであるから、右業務命令は組合の団結を阻害し、船舶合理化反対斗争を挫折させるべく、乙1ら三名の本件時限ストへの自主参加の妨害を主たる目的として発せられた不当なものである。

(ロ) 当時甲1丸は函館市内a棧橋に接岸中であり、しかも丙1、丙2両機関長以下相当数にのぼる被控訴人確保の要員が同船内に滞留していたから、控訴人が乙1ら三名を機関部停泊当直部署外へ連行したことは船舶の安全に対する具体的危険を招来する行為とはいえない。

(ハ) 控訴人は、本件時限ストに参加し、甲1丸操機掛室に集合中、組合甲1丸分会執行委員の指示により、組合員丁1、丁2、丁3、丁4、丁5、丁6、丁7、丁8、丁9と共同して乙1ら三名を連行し、右に挙げた組合員らと同様の行動

をとつたにすぎないものであるところ、右各人に対する該連行を理由とする懲戒処分は、丁1が停職一ヶ月、丁2以下の者八名が各減給一〇分の一、三ヶ月間であるのに、控訴人独りを免職とするものであり、控訴人と他の共同実行者との懲戒処分内容を対比するとき、控訴人に対する免職は著しく苛酷に失し、裁量権の範囲を明白に逸脱する。

(三) よつて、控訴人は被控訴人に対し、控訴人が現に被控訴人の従業員として労働契約上の権利を有することの確認を求める。

二、被控訴人の反対主張に対する答弁

1. 被控訴人の反対主張(一)の事実中、組合が昭和三九年四月一日新造船要員問題をめぐつて青函連絡船全船二時間の時限ストを行い控訴人もこれに参加したこと、控訴人が当日午前九時一五分頃他の組合員とともに甲1丸右舷昇降階段から機械室に下りポンプ室まで至つたこと、同室には乙1ら三名および機関長丙1、同丙2がいたこと、右機関長らから乙1ら三名を連行してはいけない旨制止されたことは認めるが、その余は否認する。

控訴人は組合甲1丸分会員として本件時限ストの指令に従い、これに参加したものである。当日午前八時四五分頃甲1丸がa棧橋に接岸後、控訴人は前記指令に従い同分会所属の組合員らと協議したとおり下船の準備をし、操機掛室において開かれた集会に加つていたところ、分会執行委員より乙1ら三名の停泊当直者を迎えに行くようにとの指示がなされたので、組合員の丁1、丁2、丁3、丁4とともに昇降階段を下りた。なお迎えに行くことは乙1ら三名を含めて組合員が予め協議していたことである。下船番者の交代時間すなわち勤務時間の終了時は当日午前九時一五分であるので、その頃控訴人ら前記五名は、機械室を経てかま室通路を通りポンプ室に入った。同室で乙1ら三名にこもごも「交代時間がきたので上ろう」との趣旨を告げた。丙2機関長らから「やめなさい。現認するぞ」等と大声をあげられたこともあつたが、まもなく出入口近くにいた乙1が、続いて乙3、乙2、迎えに赴いた控訴人ら五名、両機関長が相次いでポンプ室を出て、かま室通路を通り、機械室に入った。右通路を進行中、乙2が「迎えの人数が少いからもつと人を呼んできてくれ」と言うので、丁3、丁4が左舷昇降階段を上つて応援の組合員を呼びに行き、丁1、丁2は乙1とともに右舷昇降階段を上つて行つたため、機械室には乙2、乙3、両機関長および控訴人だけが残つた。残留した右五名は、あるいはその辺を歩いたり、あるいは主機操縦ハンドルに寄りかかり手をかける等の状態でいた。その間機関長から「戊君、やめなさい」という趣旨の発言があり、これに対し控訴人から「たまにはあなた方も当直しても良いでしょう」というやりとりもあつた。そのうち迎えの組合員が六名下りてきたので、控訴人は、乙2、乙3をらながし(その際控訴人が乙2の腕を一、二回同僚同志がするよろに軽くたたいたことはある)、他の組合員とともに午前九時三〇分頃右舷昇降階段を上つた。

以上のとおり、控訴人は、他の組合員を指揮したこともなければ、暴力を振つたこともない。また、二度、三度と昇降階段を上下したこともなく、他の組合員と全く同様の行動をとつたにすぎない。

2. 被控訴人の反対主張(二)は争う。被控訴人とその職員との法律関係は私法上の関係であり、本件免職は行政処分とはいえない。

第三、被控訴人の主張

一、請求原因に対する答弁

請求原因(一)の事実は認める。請求原因(二)は、1(2)の事実中甲1丸船長甲2が乙1ら三名に対し、控訴人主張の業務命令を発したことを認めるはかは、すべて争ら。右業務命令は船員法六七条、国鉄船舶就業規則二一条に基づく正当なものである。

また懲戒権濫用に関する控訴人の主張は失当である。すなわち

(イ) 組合が昭和三九年四月一日に実施した全船二時間の時限ストは、下船番者を強制下船させ、乗船番者を乗込ませないことにより船舶を引継交代者のない状態におくものであつて、船舶を危険に陥らせ、被控訴人の正常な業務の運営を阻害するものとして、公共企業体等労働関係法一七条一項に違反する違法な争議行為であることは明らかである。

さればこそ右の違法な争議行為に対処して、被控訴人管理職甲1丸船長甲2は、被控訴人の正常な業務の運営を確保し、船舶の安全を保持する必要から乙1ら三名に対し、労働時間の制限を超えて就業するよう前記業務命令を発したものであり、右乙1ら三名は前記時限ストに参加する意思を有しなかつたのである。したがつて前記時限ストが適法であり、かつ乙1ら三名がこれに自ら参加する意思を有してい

ドルにつかまっていた。

控訴人は、次いで午前九時二〇分頃、左舷昇降階段から機械室に侵入し、左舷主機操縦ハンドルにつかまっていた乙2の左腕を引張つてハンドルから離し、乙2がなおも傍らの左舷復水ポンプ抽気管につかまるのを両手で引張つて引き離れた。控訴人の右行為に対して、丙1、丙2両機関長は「戊よせ、手をかけるな」とか「戊連れて行くな、手を離せ」とかと交互に制止したが、控訴人はこれをききいれず、組合員三、四名をして乙2を取り囲ませ、控訴人自ら乙2の腕を引張り背を押す等して左舷昇降階段を上つて連れ去つた。

控訴人は、午前九時二五分頃、またもや組合員五名とともに機械室に侵入し、同室に残っていた二、三名の組合員とともに左舷主機操縦ハンドルの前にいた乙3を取り囲み、同人を右舷昇降階段下まで押しやり、控訴人自ら乙3の左腕を掴み、回階段を引きずり上げるようにして引張り、丙1、丙2両機関長が「戊手を離せ」と制止したが、これを無視し、右階段を上つて連れ去つた。

(二) 本件免職の行政処分性

被控訴人は、国有鉄道事業等を能率的に運営発展させもつて公共の福祉に寄与するという国家目的のもとに特に法律により設立された公法人であり、被控訴人とその職員との法律関係は公法上の関係であるから、被控訴人総裁のなした本件懲戒免職処分は行政処分といらべきである。ところで行政処分が無効であるといらたためには、右処分に存する瑕疵が重大かつ明白であることを要するところ、本件免職処分にはかかる重大かつ明白な瑕疵は存しない。

第四、証拠関係

控訴代理人において、甲第一ないし第三号証を提出し、当審証人己1、同丁1、同丁2、同丁5、同丁6、同乙3、同乙2、同己2、同己3（第一、二回）、同己4、同己5の各証言、当審控訴本人の供述を援用し、乙第一五ないし第一七号証、第一八ないし第二一号証の各一ないし三、第二二号証の一、二の成立はいずれも認める、乙第二三号証の成立は不知と述べ、被控訴代理人において、乙第一五ないし第一七号証、第一八ないし第二一号証の各一ないし三、第二二号証の一、二、第二三号証を提出し、当審証人己6、同己7、同己8、同丙1、同庚1の各証言および原審の証拠保全による検証の結果を援用し、甲号各証の成立をいずれも認めると述べたほかは、原判決事実摘示と同一であるから、原判決当該部分を引用する。

理由

一、控訴人が、昭和二〇年一月一〇日被控訴人の従業員に採用され、以後その職員として勤務し、同三九年四月当時青函連絡船甲1丸機関掛の職に従事していたこと、被控訴人総裁が同年六月一七日請求原因（一）記載の理由により控訴人を懲戒免職したことは、いずれも当事者間に争いがない。

二、そこで被控訴人主張の本件免職処分事由の存否について検討する。

(一) 昭和三九年四月一日、組合が新造船要員問題等をめぐつて青函連絡船全船二時間の時限ストを実施したこと、控訴人が組合青函地方本部甲1丸分会員として右ストライキに参加したこと、乙1ら三名に対し当日午前八時より一〇時四十分までの間機関部において停泊当直をなすべき旨の業務命令が発せられていたこと、午前九時一五分頃控訴人が前記分会員数名とともに甲1丸昇降階段を下り機械室を経てかま室通路を通りポンプ室に入つて、乙1ら三名に対し、交代時間がきたから上ろうとの趣旨の声をかけ、丙2機関長らから停泊当直者を連行してはいけない旨制止されたことは、いずれも当事者間に争いがない。

(二) 成立に争いがない乙第一三号証の二、第一五号証、原審証人甲2、同丙1の各証言により成立を認めうる乙第一一号証の一ないし三、弁論の全趣旨により成立を認めうる同第一〇号証の一ないし三、原審および当審証人己8、同丁1、同丁2、同丁5、同丁6、原審証人丁4、同丁3、同丁7、同丁9、原審および当審控訴本人の各供述、原審および当審証人乙2、同乙3、同庚1、原審証人乙1、同丙1、同丙2、同庚2の各証言の一部（後記認定に抵触する部分を除いたもの）、原審の証拠保全による検証の結果を総合すると

(1) 甲1丸船長甲2は、前記ストにそなえて、昭和三九年四月一日午前八時頃乙1ら三名に対し、同船機関長丙1を通じ、書面で前記業務命令を発し（右業務命令が発せられたことは争いがない）乙1ら三名は、確実に停泊当直する旨復命した。

(2) 右機関部停泊当直の職務は、停泊中における船舶の安全就航を確保することであり、その中、ポンプ室当直は、停泊中における貨車積みおろしの際、貨車の荷重によつて生ずる船体の傾斜を修正するためのトリミングポンプ、同コック

(別名ヒーリングポンプ、同コックという)の操作、監視各部巡視を、かま室当直は、運転中の汽罐の罐水調整・副汽罐の焚火圧力保持、その他これらに附属するポンプ類監視等を、機械室当直は停泊中の船舶の発電機およびその附属機器類の運転監視を、軸室当直は、船底に滞る汚水の計測、その排水準備を、夫々主たる職務内容とし、いずれも停泊中の船舶の保安上重要な職務である。

(3) 同日午前八時四〇分甲1丸がa棧橋に着岸後、午前九時一五分頃、乙1ら三名が右業務命令に従って停泊当直を果すべく同船ポンプ室に集っていた際、控訴人は組合甲1九分会員丁1、丁2、丁3、丁4とともにその先頭に立つて、昇降階段を下り、機械室を経てかま室通路を通り、ポンプ室に入った(控訴人が他の組合員とともにポンプ室まで至ったことは争いがない)。

控訴人は、ポンプ室で椅子にかけ、或いはストリカ一に片足をのせて中腰でいた乙2ら三名の当直者に向つて「交代時間がきたから迎えにきた、もう上ろうじやないか」と真先に呼びかけ、他の同行組合員らもこもごも同旨のことを呼びかけ、特に丁1は乙2の肩をたたいて「乙2さん、みんな待っているし時間もすぎたから上ろう」と声をかけたので、丙2機関長は「当直者にさわると名前は何というんだ」と制止した。その後も丙2、丙1両機関長は停泊当直だから連行してはいけない旨制止を繰返したにもかかわらず(右制止がなされたことは争いがない)、控訴人はじめ組合員全員が、なおも乙1ら三名に対し前同様の呼びかけをなし、乙1ら三名が去就をはつきりさせなかつたため、丁1が乙1の肩をたたいて「乙1さん上ろう」と誘つた後、控訴人において既に自ら立上つていた乙1、乙2の腕をとつて引張るようにし、丁1も乙3を押すようにして、ポンプ室左舷出入口まで歩き、丁2、丁3、丁4らとともに一団となつて、かま室左舷通路に出、右通路を機械室横の昇降階段に向つて、丁1、乙1、丁2、次いで、乙3、丁3、乙2、控訴人、丙1機関長、丁4の各順で進んだ。その途中丙1機関長が控訴人を呼びとめ、「いま、ポンプは動いているし、かまだつて焚いているし、どうして当直者を連れて行くんだ」と詰問したのに対し、控訴人が「ポンプやかまは機関長一人で見ればよいではないか、俺らは何もやる必要はないではないか」と応酬する一幕もあり、また乙2が迎えの人数が足りないともらしたので、丁3、丁4は列を離れて応援の組合員を呼びに行き、乙3以後の者と丁1、乙1、丁2の先頭グループ三名とに若干の距離が開き、右先頭グループ三名はそのまま右舷昇降階段を上つて行つた。まもなく乙3、乙2、控訴人、丙1機関長は機械室に入り、乙3、乙2はいずれも同室主機操縦ハンドル(操縦弁)の傍に立ち、乙2はハンドルに手をかけ、しばらく同室内に滞留した。やや遅れて同室内に丙2機関長、庚1、庚2両一等機関士が入室しそれとあい前後して組合員丁5、丁6、丁8、丁7、丁9の五名が同室横左右各昇降階段を分れ下つて、同室内に入つてきた。その後控訴人は、丙1機関長の制止にもかかわらず身近にいた乙2に対し「こうして皆が迎えにきたから上ろう」と言つて同人の右腕を二、三度たたいてうながし、乙2は主機操縦ハンドルにかけていた手を離して若干歩き右舷復水ポンプ抽気管を手でつかんだが、組合員によつて押されるような態勢で右舷昇降階段へ自ら歩き、乙2、控訴人、丁6、丁8の順で狭い回階段を上り始めた。そのとき組合員から、「まだ乙3さんがいる」との声が上つたので、控訴人は乙3の許へ引返すべく列を抜け、残つた乙2、丁6、丁8はそのまま縦一列になつて階段を上つていった。この間、丁5は乙3の肩をたたいて「乙3さん時間がきたので迎えに来たぞ、ざあ行こう」と誘い丙2機関長より「身体に手をかけるな」と制止がなされたが、乙3も乙2が前記階段を上りつつあるのを目撃するや同じ階段に向つて自ら歩き、これに丁5、ひき返して来た控訴人、丁7の順で追従して回階段を縦一列状で上つて行つた。

以上の事実が認められる。

右認定に抵触する前掲証人乙1、同乙2、同乙3、同丙1、同丙2、同庚1、同庚2の各証言部分および右丙1の証言により成立を認めらる乙第三号証、右丙2の証言により成立を認めうる乙第四号証、右庚1の証言により成立を認めうる乙第五号証、右庚2の証言により成立を認めうる乙第六号証、当審証人己6の証言により成立を認めうる乙第二三号証は、前掲各証拠と対比してたやすく措信し難く、他に右認定を左右するにたる的確な証拠はない。

(三) そこで進んで、甲1丸船長甲2が乙1ら三名に対して停泊当直を命じた前記業務命令の効力について判断する。

船員法六七条国鉄船舶就業規則二一条にいう船長が時間外労働を命ずる臨時の必要があるときは、過重労働を強要されるべきでない労働者の基本的権利に鑑み、船舶、航行の安全保持上必要と認められるときと限定して解するのが相当である。

丙1、同丙2、同庚1、同庚2、同乙1、当審証人己6の各証言は、前掲各証拠と対比したやすく信用し難い。右認定事実によつてみれば、乙1ら三名は、なるほど前記業務命令とスト参加との二者択一の窮境に立たされしかも機関長、一等機関士らが身近にいたことと相俟つて逡巡を重ねたとはいはいうるものの、同人らの当直離脱の結果が全くその意に添わないものであると断ずるには多分に躊躇を禁じ得ないところである。

しかも、前掲証人丙2、同己3（第一回）および当審証人庚1の各証言によれば、当時接岸中の甲1丸船内には、乙1ら三名とともに停泊当直を命ぜられた癸1二等機関士のほか、丙1機関長、庚1一等機関士、癸2操機掛ら下船番者、乗船してきた丙2機関長、庚2一等機関士、癸3二等機関士、癸4、癸5両操機掛、船員区から臨時派遣の操機掛操罐掛五、六名、その他相当数のスト不参加機関部員が滞船して本件時限ストに備えていたものであつて、乙1ら三名が部署より離れた後直ちに停泊当直の業務を代行し、船舶、航行に関する具体的危険を発生するに至らなかつたことが認められ、右認定に反し船体が大きく傾いたとなす前掲乙第三、四号証、原審証人丙2、同丙1の各証言の措信し難いことは前示のとおりであり、他に右認定を動かすにたる証拠はない。

しかるに当審証人丁1、当審控訴本人の各供述によると、乙1ら三名の連行に当つた前記組合員に対する懲戒処分の種類、程度は、控訴人が独り免職処分に処せられたのに対し丁1が停職一ヶ月、丁2、丁3、丁4、丁5、丁6、丁7、丁8、丁9は各減給一〇分の一、三ヶ月間宛にとどまることが認められるのであるところ、一方、前掲証人己3（第一回）、同己7、原審証人庚3、当審証人己1、同己4、原審および当審証人丁5、同控訴本人の各供述によれば、本件時限スト関係者に、対する制裁、懲戒は、控訴人および前記丁1ら九名の同行者を除けば、辛1中央本部長の三名が公労法一八条による各解雇、辛5、己3各同本部船舶支部執行委員、辛6同本部執行委員の三名が各停職六ヶ月、右己3の指揮の下に同人とともに甲1丸甲板部停泊当直者である操舵掛癸6を強制連行した辛7、辛8、辛9の三名が各減給一〇分の一、一ヶ月間であつて、以上のほかは二〇〇余名が戒告、六〇〇余名が懲戒外の訓告にとどまることが、本件時限ストにつき甲1丸に関しては己3は最高指導者であり、丁5は機関部内責任者であつたのに比し、控訴人は組合員に導に従つて行動した一般組合員にすぎなかつたこと、これまで全国を通じるとして国鉄法三一条により免職処分を受けたものは八八名に達するところ、公職に就き、管理職者に対する暴行、傷害等の衝突がなく、あるいは刑事事件ともならず、単に業務命令違反の結果を来し、ないしは他組合員を連行したとの廉で免職とされたものは極めて稀であること、控訴人は本件に関し刑事事件として取調を受けていないこと、以上の諸事実が認められる。これら上記の諸事情を総合考察すると、被控訴人の控訴人に対する免職は、苛酷に失し、懲戒権行使の裁量の範囲を著しく逸脱したのものとして懲戒権の濫用にあたるものというべきである。

四、しかるところ、被控訴人は本件免職処分は行政処分であるから、これに存する瑕疵が重大かつ明白でない〈要旨第二〉かぎりその効力を否定される理由はない旨主張するので按ずるに、被控訴人国鉄が国有鉄道事業等の能率的な〈要旨第二〉運営を計るため法律に基いて設立された公法人である（国鉄法一、二条）ことは被控訴人主張のとおりである。

しかし国鉄は公共の福祉の増進を目的として鉄道事業等を経営し、財産を管理するところから、役員任免、事業経営、予算会計等に特殊の法的規制が施されているにとどまり、その事業の本質は私企業による鉄道事業等の経営と等しく、国家権力の行使とは直接関連のないものである。しかも国鉄法その他関係法規を通覧しても、国鉄職員の勤務関係について一般公務員のように特別権力関係の下にあることを示す趣旨の規定は存せず、むしろ対等当事者相互の法律関係として規定されており、国鉄職員の懲戒権者を総裁と定めている国鉄法三一条も懲戒処分という部内規律維持に関する重大事項の決定には特に総裁自らが当るべきであるとの趣旨から設けられたものにすぎないと解されるから、国鉄とその職員との雇傭関係は基本的に私法関係に属するものと解するのが相当であり、したがつて国鉄総裁が国鉄法によつて行う免職処分は行政庁の公権力の行使たる行政処分とはいへない。

してみれば前記懲戒権濫用の違法が重大かつ明白であるか否かを問うまでもなく、被控訴人総裁が控訴人に対してなした本件免職処分は無効であるといわざるを得ない。

五、以上の次第であるから控訴人は現になお被控訴人の従業員として、労働契

約上の権利を有するものというべく、その旨の確認を求める控訴人の本訴請求は正当として認容すべきであるからこれを棄却した原判決は取消を免れない。
よつて民事訴訟法三八六条、九六条、八九条を適用して主文のとおり判決する。
(裁判長裁判官 鈴木潔 裁判官 山口繁 裁判官 今枝孟)